

第5回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日時 平成21年9月7日(月) 午前10時00分から午後0時20分まで
- 2 場所 静岡市葵区追手町10番301号 新中町ビル3階
静岡市職員会館 第1、2、3会議室
- 3 出席者 (委員) 山本忠広委員、山川道夫委員、堀義博委員、大塚司委員、川口好則委員、長澤功委員、山倉慎二委員、荒田眞理子委員、坪井康人委員、中島純一委員、佐野可代子委員(副会長に指名)、青山登志夫委員(会長に選出)、熊谷貴世志委員、酒井幸子委員、西尾陽子委員
(事務局) 高野福祉部長、望月保健衛生部長、鈴木障害者福祉課長、小川精神保健福祉課長、長沼障害者更生相談所長、小長谷参与兼商業労政課長、池ヶ谷清水福祉事務所生活支援課長、望月学校教育課長
障害者福祉課 西澤参事兼統括主幹、下山主任主事
精神保健福祉課 原田統括主幹、野仲統括主幹
静岡市障害者協会常務理事兼事務局長 牧野 善裕 氏
清水障害者サポートセンターそら 山下 由美 氏
静岡市清水うみのこセンター 鈴木 若葉 氏
- 4 議題 会長等の選出
(1) 静岡市障害者相談支援事業の現状と課題について
(2) 静岡市障害者相談支援事業者の事業評価方法について
(3) 静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について(事例検討)
- 5 傍聴者 一般傍聴者 0人
報道機関 1社
※ 議題(3)については、非公開にて実施。

6 会議内容

(午前10時00分 開会)

開会

(司会より事務連絡)

(高野福祉部長より委嘱状伝達)

(望月保健衛生部長 挨拶)

静岡市保健福祉子ども局保健衛生部長の望月でございます。

皆様におかれましては、ご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は、第2期静岡市障害者自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本協議会は、障害者自立支援法に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として設置されるものでございます。

既にご賢察いただいておりますが、障害のある人の自立支援、地域生活支援を推進していくためには、相談支援事業者はもとより、各障害福祉サービス事業者、保健医療機関、教育機関、就労支援機関、障害者団体、公共職業安定所、権利擁護関係など幅広い分野の機関との連携が必要とされています。このため、本協議会では、先ほどご紹介しましたとおり、障害福祉に係る幅広い関係機関の代表者様などに、委員就任をお願いさせていただきました。

静岡市では現在、相談支援の充実・強化を進めておりますが、特に関係機関による地域連携の枠組みの強化や相談支援事業の全般的な見直しを重要と考えて、各行政区を中心とした障害者相談支援連絡調整会議の運営・課題対応の方法の協議や、相談支援事業者の評価などについて取組んでいくことを予定しております。

委員の皆様におかれましては、ご自身の所属機関の立場から、今後の事業推進の一助となり得る、示唆に富んだご意見を賜れますようお願い申し上げます。さらには、本協議会が、各機関の連携を深めていく場となりますことを切に希望いたします次第でございます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会より事務局職員紹介、事務連絡)

(司会)

さて、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱をご覧ください。要綱第6条第2項によりまして、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。本協議会の定数は15名ですので、定足数は8名となります。本日は、15名全員の委員にご出席いただいておりますため、会議が成立していただきますことをご報告いたします。

会長等の選出

(司会)

引き続きまして、本協議会の会長の選出に移りたいと思います。

本来であれば、ここで仮議長を選出いたしまして、議事を進めるべきところですが、時間の関係もございまして、司会者にて進行させていただきたいと思っております。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしと発する委員あり)

(司会)

ありがとうございます。

それでは、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱をご覧ください。要綱第5条第2項によりますと、「会長は、委員の互選による。」とされております。つきましては、会長は委員の皆様による互選の上、選出していただきたく思います。会長候補につきましてご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、山川委員。

(山川委員)

私は、静岡市発達障害者支援センターの山川と申します。

先ほどの保健衛生部長の挨拶にもございましたが、本協議会は、関係機関が連携し、障害者の自立及び地域生活を支援するためのシステム作りを行う場であると伺っております。つきましては、障害者の地域自立生活、あるいは障害者の権利擁護などについてご研究され、地域福祉の専門家であります静岡英和学院大学の青山登志夫先生、先生が第1期に引き続きこの協議会をおまとめいただけるものと確信しておりますので、ご推薦いたします。いかがでしょうか。

(司会)

ただ今、青山委員をとご推薦をいただきました。青山委員を本協議会の会長として選出することによろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いいたします。

(拍手する委員あり)

(司会)

ありがとうございました。

青山委員を本協議会の会長に選出することで決定しました。

それでは、青山委員はお手数ですが会長席へお移りください。

(司会)

ここで、会長より就任のご挨拶を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

(会長)

2期の静岡市障害者自立支援協議会の会長として皆様のご推挙をいただき、誠に光栄に存じております。

障害福祉が専門ではないということを前提に、障害者の地域での生活とか、そういうことを少し研究している立場で、この協議会を2年間、皆さんの思いを含めながら進めさせていただければと思います。

挨拶ということですが、8月以降、この協議会が(当初)8月11日に予定され、そして(当日の)5時7分の大きな地震(平成21年8月11日の駿河湾の地震、通称「静岡沖地震」)によって、延期されました。障害者の生活や福祉の点を考えると、そのとき、障害を持つ方々が自宅でのように対応されたか、災害時の要援護者に対する支援の必要性を、今回は大きく予行演習したと思っています。そういうことがありまして、協議会が今日に延期されました。

併せて、今、私どもの学生が現場実習に入っております。県内で様々な実習を行っているわけですが、新型インフルのA型の感染により障害施設が閉鎖され、実習が延期された実態も生じてきて

おります。施設業者の集団生活の中で、新型インフルに感染している方もいます。これから、予防接種等の問題を含めながら、医療従事者が優先だというお話が厚生労働省から出ておりますが、そういう意味で、障害を持つ方や障害者を支援する人、福祉サービスを利用している方への対応もこれからの大きな課題だと思っています。

3番目は、たぶん静岡市の挨拶（保健衛生部長挨拶）では触れ難いということがあったんだろうと思います。8月30日の総選挙によって来週、日本の枠組みが変わってきます。掲げているマニフェストとの関係でいいますと、今、私たちが集まっていますこの協議会の基になる障害者自立支援法との関係が大きく様変わりするような状況もあるわけです。

この8月の地震や新型インフルなど、私どもの生活全体が大きく変わるだろうということも含めて、我が国の福祉、社会保障の制度が議論されてくるのかなど、そのときに障害を持つ方々や、その方々を支援する事業者が、生きがいや、そして働きがいがある施策や法律が望まれるのではないかと思うわけであります。

そういうことを前提にしながら、今のこの協議会は、今の求められる役割について、皆さんと議論していきたいと思っています。

最初に挨拶を兼ね、最近の動きについての私なりの問題意識を少し、お話をさせていただきました。それでは、早速、議案に入らせていただきたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、これより先の議事につきましては、要綱第5条第4項に基づき、会長に議長として進行をお願いしたいと思います。青山会長、よろしくお願いいたします。

なお、報道機関の皆様は、これから議事に入りますので、どうぞお席にて取材していただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議題のほうに入らせていただきたいと思っています。

議事に先立ちまして、この協議会の設置要綱第5条第3項によりますと、「副会長は、委員のうちから会長が指名する。」とされています。

つきましては、本協議会の副会長として、今日の委員名簿にございます11番の、委員の立場としましては静岡市障害者協会副会長となりますが、清水の育成会（静岡市清水手をつなぐ育成会）の会長をされております佐野加代子さんに副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(佐野委員)

設置要綱を見ますと、(副会長の職務として)「会長補佐し、事故あるときはその職務を代理する」と少し心配なことも書いてありますが、そのようなことがないように思いつつ、この協議会の運営がうまくいくよう、私も力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

どうも、ありがとうございました。

続きまして、会議の公開についてお諮りいたします。お手元の次第をご覧ください。

本日の議題のうち、「(1) 静岡市障害者相談支援事業の現状と課題について」及び「(2) 静岡

市障害者相談支援事業者の事業評価方法について」につきましては、非公開とする内容ではございませんので、公開して実施したいと思います。

また、「(3) 静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について」、事例検討をするわけでありますが、これにつきましては、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号にて規定されている非公開情報、つまり個人情報が多く、含まれておりますので、これについては非公開とさせていただきたいと思っております。したがって、先ほど事務局から説明がございましたけど、会議終了後に、この議題(3)については、資料を机の上に置いていただきたいと思います。従いまして、この会議終了後に作成します会議録につきましても同様に、当該部分は非公表としたいと思います。

ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしと発する委員あり)

(会長)

ありがとうございました。それでは、(1)及び(2)については公開とし、(3)については非公開とさせていただきます。

今日は、傍聴される方はいらっしゃいますでしょうか。

傍聴される皆様に申し上げます。傍聴の際は、留意事項を遵守し、議事の進行を妨げないようにお願いをしたいと思います。また、途中より非公開部分の議事となりますので、指示がありましたら速やかにご退室いただきますようお願いを申し上げます。なお、報道機関の皆様も同様の扱いとなりますので、よろしくお願いたします。

(1) 静岡市障害者相談支援事業の現状と課題について

(会長)

まず、最初の議題として、静岡市における相談支援事業の現状と課題につきまして、ご報告をいただきたいと思います。事務局、よろしくどうぞお願いたします。

(障害者福祉課 西澤参事より資料1の説明)

(会長)

ありがとうございました。

(静岡市障害者協会 牧野氏より、地域生活支援部会について説明)

当日配布の資料をご覧ください。

申し遅れましたが、静岡市障害者協会の牧野と申します。簡単に、継続(の委員)の方もいらっしゃいますが、新規の方もいらっしゃいますので、地域生活支援部会についてご説明いたします。

地域生活支援部会と申します。部会は、連絡調整会議と自立支援協議会の部会という形で昨年設置されて、昨年は課題の洗い出しということで取り組んできました。委員(部会員)は、資料の1番の概要のところに記載のとおりです。約14名(部会員は関係機関の実務担当者等により選出)です。自立支援協議会の委員の方で、ご協力いただいている方もいらっしゃいます。

今年度4、5、6月に、地域生活支援部会という名のとおりに、住まいの場作りと移動支援にテーマを決めて取組みを始めているところです。

(2)にあります取組の方針と進捗状況とありますが、部会は現在もほぼ毎月やっています。今年度後半には、少しまとまった報告を自立支援協議会のほうにさせていただけるのではないかと思います。

現在進めているところは、住まいの場作りでは、①エコマップを作る話と②施設・病院への意向調査又は利用者・家族への意向調査なども、ケアホーム・グループホームを中心に絞ってアンケートを取りたいと思っています。③のところで、関係者から事情聴取をするというのがございますが、先月はケアホーム・グループホームを運営している事業所で、NPO法人の責任者に実情の報告をしていただきました。今後、この協議会の委員にご協力をいただいて、少しお話をということをお願いするかもしれません。その節はよろしくお願ひいたします。あと、④障害福祉計画の進捗状況のところで、入所施設の話とケアホームの話で、計画が載っているんですけど、その部分も併せてフォローしまして、将来的には待機者を、施設入所にしても、グループホームにしても、どうやってなくしていくかを考えていきたいと思っています。その部分までが、住まいの場づくりところです。

移動支援については、委員会とか連絡会をそれぞれ作っている状況でして、利用者と事業所の連絡会というのは、一昨年ぐらいから、適宜、開催されています。今年度から障害者協会というところでは、当事者の意見を取りまとめようと、委員を出して委員会を毎月1回開催しています。事業者のほうにも連絡会みたいなものがないかと、主だったところに打診して、準備を進めていただいているところです。移動支援については、4月から見直しが行われて、新しく進んでいるところですが、残されている課題とか新たな課題が出てきておりますので、この地域生活支援部会の移動支援班としては取組んでいきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

前年度のまとめを含めながら、今年度の取組みということについての報告がありました。今のご説明に対しまして、質問、ご意見等はございますか。

資料1の3で、今の現状での問題点の整理がされています。事業が抱えている課題が4点あげられていますし、こういうことを踏まえて4ページ以降は今後、今年度の取組みのご提案、ご説明を受けました。

はい、山本委員。

(山本委員)

清水障害者サポートセンターそらの山本と申します。私どもも身体障害者を中心に相談支援を行っております。(資料1の)3番目の事業が抱えている現状として「地域で相談できる場所がない、窓口が遠い・分からない」という意見が(ありますが)、実際に各支援課(区役所生活支援課)に、どういった声がどの程度上がってきているのか、それに対しての我々の動きというものを活性化させていかなければならないのですが、実際の声がどの程度あるのかなということを確認したいです。

もう一つは、これからは、相談支援の部分で強化していかなければならないと思います。例えば、厚生労働省(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)の高原専門官の(専門官になられる前の出身地である)広島であったりとか、自立支援協議会のモデルになった滋賀モデルの話を聞いて

ておりますと、ローラー作戦のように1件1件回っている話を聞きます。我々も、直接連絡がある方に対しては支援に入り易いのですが、実際に応援を要請してこないお宅で、障害者のいる家族が高齢であるために、実際に誰かが入院したり、倒れないと（実際に介助者に欠ける状態にならないと）浮き彫りにならない問題を、これからどういうふうに解決していくのかということも、大きな問題だと思います。

静岡市が抱えます個人情報の問題もあって、なかなか支援センターがいきなり入っていけないと思いますが、その辺の解決をどのように取組んでいくかということも問題になってくると思います。

（会長）

相談支援事業者の立場で、個々のサービスを、又は支援の必要な障害者をどのように把握をしていくのか、その取り組みがこれからの課題だということのご指摘かと思えます。ここで書かれております身近な地域とは、例えば障害保健福祉という領域での身近な地域というのはあるのでしょうか。

望月部長の挨拶にありましたが、この協議会は区単位でもお作りいただく（連絡調整会議を行政区単位で設置する）という方向で進んでいます。一方、高齢者分野では地域包括（地域包括支援センター）が市内24か所で設置しています。もう少しいうと、78から80の自治会町内会連合会単位のエリアが入りますが、ここでいう身近な地域は障害者分野では、どういう分野でエリアを設定するのかというの大きな課題だと思っています。それに対応する相談支援事業者の設置が条件になろうかと思えます。支援している人を極め細かく把握し、そして相談を受け、支援を提供していく、この仕組みをどうしたら良いのかというご発題かと思えます。いかがでしょうか。

（佐野委員）

相談支援事業の中に、この事業の中には入っていないのですが、各障害者の相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者家族相談員）があるんですが、この相談員がどれだけ機能しているのか、身近な地域を考えた場合、相談員の位置付けはとても重要になるのかと思えます。相談支援事業者さんに、3障害の相談員が自分たちが自分たちの所に持ち込まれた相談を、連携できる仕組みや、そこへ持っていけばいいんだよというような決まり事を作っていただくのも一つの方法かと思えます。

現在、相談員は自分で解決できないものがたくさんあるので、支援事業者とか相談機関と連携を取っているのですが、ほとんどの方がどこに持って行ったら良いかわからないです。そうなりますと、相談員としての機能が果たされているのかということ、そうでもないです。これが連携できれば違ってくると思います。身近な地域とは、身近な部分というのは本当に身近なんですよ。ハンディキャップを持っている親同士などハードルが低いので、利用価値をこの中に加えられないかなと思いました。

自立支援協議会、市のほうは年に数回ということですが、各区で連絡調整会議をやっていくなら、各の相談事例がすごく、今以上に多くなると思います。自立支援協議会は年数回で足りるのかということになります。例えば地域自立支援協議会が発展して、各区ごとに独立したものに作っていく可能性が高いかと思えました。そういった点、多くなったらどうなっていくのでしょうか。

（会長）

この支援法が設立する以前に、それぞれの法律（知的障害者福祉法等）に基づいて、知的障害者の福祉司、司というのは「ツカサ」のほうですが、相談援助を行政内で設置する、役割を持つ職種

(を置く)。また、それに基づいて、当事者団体等を含めた相談員、身体障害者相談員（や知的障害者相談員）という制度があります。既存に合った相談に関わる職種や役割を持つ方々との連携はどうか、というご発題かと思いますが、今のところについては事務局、何かお考えはございますでしょうか。

(障害者福祉課 下山主任主事)

静岡市障害者福祉課の下山と申します。

ただ今、佐野委員からご指摘いただきましたご意見につきましてですが、市の自立支援協議会はどうしても皆様がお集まりいただく関係もございますため、なかなか回数を増やしていける状態とはいえません。しかし、一つは区の連絡調整会議が充実してくれば、もう少し中身の濃い議論ができると考えています。まず静岡市として取組んでいく課題としましては、行政区による調整会議の充実だと考えております。そのあとで、また有識者による全体的な会議が、今は全市の協議会としての位置付けとなっておりますが、今後どういう形でやっていけば良いのかという課題が改めて出てくると思いますので、その際にこの協議会の在り方を検討していければと考えています。まずは、区の調整会議が重要かと考えております。以上でございます。

(会長)

佐野委員の二番目の（指摘の）、既存の相談に関わるような職種なり役割を持った方々の現状はどうなっておりますでしょうか。

(障害者福祉課 西澤参事)

障害者相談員ですが、市内には知的が27人、50名前後の身体相談員が在りまして、合計70数名の相談員がおります。すみません、身体は75名です。（身体と知的を合わせると102人）実際のところ、相談員のところへ（相談が来て、そこから）直接、相談（支援事業者）に行く状況には至っていません。障害者福祉課としては、（相談員を対象に）年に数回、相談員の研修を行っています。また最近、発行しました区ごとの相談支援事業者の（一覧の）パンフレットを配りまして、活用してくださいとお願いしていますが、相談員が窓口として具体的な相談を受け（て、相談支援事業者へ繋げ）るに至っていません。それが、今後の課題、弱点の克服かと思えます。

どうしても民生委員と比べますと、働きが取りにくいかなと思えます。個人情報関係もありまして、近くに住んでいらしても、誰がどの辺で障害を持って生活しているのかということ、相談員さんが足で情報を得るといった日々の細かな相談活動を重ねているということもありまして、実際のところ相談員の実績としては少し弱いかなと思えます。以上です。

(会長)

今の説明を受けまして、それぞれの分野で委嘱をして、ただし相談員の方々は、あるいは対象論で展開していて、一元的な障害者観というものを持ちにくいように思います。ピアカウンセリング、同じ立場で相談を受ける、それを相談事業者や行政との連携を持つのかというのは、必ずしも明確な機能がされていないように認識してよろしいでしょうか。これから取組む地域連携というのを大きなテーマにされていますよね。そういうときに、既存の社会資源との関係性や、この事業が成り立つ方向との関係で、この事業についてのご理解や知識を高めるような取組みは、地域連携の前提条件となるような課題としても出てくると思います。いずれにしても、地域の中で障害分野に関わる相談機能の一翼を担っていただいている方々がいて、そのシステムの統合が機能していない現状と

いうように捉えさせていただいてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

(佐野委員)

皆さんに知っていただきたいなと思ひまして。精神と身体の方は私は分かりませんが、知的の方は、この相談支援事業（というものの存在）を把握できていまして、静岡、清水地域も相談を、ピアカウンセリング的なことはもちろんですが、事業として育っていくことができている、自主的に自分たちで、例えば社協の場で月に何度か相談を開いたりとか、訪問活動をしたりとか、そういうことも広がっている、そういう力がついてきたところは、利用していただきたいなと思ひます。

(会長)

はい、ありがとうございます。一元化という中で考えると、知的障害については佐野委員の報告の中でありましたが、身体障害の種別によってかなり相談員の区分もたくさんありますよね、内部障害も含めて。そのところがどうなのだろうかという問題と、あと精神障害の相談員の問題等も含めて、このところは地域連携と、各区で行うときの連絡調整会議等の中に、どのような役割を担っていただくのかということも、課題として挙げていただくことが必要かなと思ひます。

どうでしょうか、この現状と課題ということについて、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(川口委員)

資料について、質問があります。すみません、社会福祉法人愛誠会望未園の川口と申します。

地域連携の資料5ページの一番最後、(3)の地域連携システム構築へ向けた課題ということで、4点ほど課題が設けられております。この自立支援協議会の任期は2年でございますので、この間で課題を解決していくことになるわけですが、つまり、事務局ではこれに対するタイムテーブルがあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

(障害者福祉課 下山主任主事)

静岡市障害者福祉課の下山と申します。

ただ今、川口委員からご指摘を受けた地域連携システム構築に向けた課題に対応するタイムテーブルにつきましてですが、資料1の5ページの5の(3)の内容でございます。まず、行政区障害者相談支援連絡調整会議につきましてですが、これは先ほど西澤（障害者福祉課 西澤参事）からご説明させていただきましたとおり、今年度の下半期、10月からを目途に完全に区単位での実施を目指していきたいと思ひます。その内容につきましてですが、6ページに、先ほどもご説明いたしました地域連携システムの図がございます。まず取り組むべき内容としましては、各行政区の特に中心となるメンバー、コアメンバーと先ほどお呼びいたしました、中心となるメンバーによる事務局会議の組織化を図りたいと考えています。その後、5ページに戻しまして(3)の2番目の障害福祉サービス事業者の参画については、コアチームができた後に連絡調整会議がどれくらいの頻度で開催していくかは検討中でございますが、開催する度に各障害福祉サービス事業者、それこそ川口様のところ（の望未園）や、委員の皆様が所属している事業者をはじめ、障害福祉に係る関係機関の皆様への参加を、連絡調整会議で行政区での開催と併せて、進めていきたいと考えております。

3番目の地域における課題や社会資源などの整理につきましてですが、これは今年度中は、地域

連携マニュアル、仮称でございますが、これを作成することになります。この作業と併せまして、課題の整理とか社会資源の整理とかを行ってまいりたいと考えております。今年度から次年度にかけて、推進していきたいと考えています。

最後の地域特有の課題についてでございますが、これは正に行政区単位の会議が定着してきた段階で、(課題が)顕在化してくるのではないかと考えております。まず、行政区単位での会議の組織化や充実を図って、その中で特有の問題、資料では例示として山間地の問題を挙げましたが、各地域で抱えている課題の随時検討を進めていきたいと考えています。以上でございます。

(会長)

いわゆるシステム構築を、どういう行程表を持って進めていくのかということは今、事務局からのご説明がありました。とりあえず行政区単位で進めていく連絡調整会議を基本に、下半期に展開していくとのご報告がありました。

とりわけ、それぞれの地域といいますと、地域ごとの課題が、葵、駿河、清水ごとに違ってくるのだらうということもありますし、そして相談支援連携マニュアルというものが、今年の一つの方向性として出てきております。10の相談支援事業者の、依って立つ設立目的に基づいて、3障害が一元的に相談支援体制をとれるのかということが、課題としてあるのかと思います。それは事業者として、業務標準化をしていきたいと思いますという方向性だと思うわけでありまして。

いかがでしょうか、他にご質問等はございますでしょうか。

この現状と課題ということにつきましては、この後の相談事例のところで、関連する課題がたくさん出てくるのだらうというように思っております。また、そういうことも含めて、今日の協議会議題1につきましては、これで終了させていただきます。

(2) 静岡市障害者相談支援事業者の事業評価方法について

(会長)

引き続きまして、次の議題2に進めさせていただきたいと思っております。2番目の「静岡市障害者相談支援事業者の事業評価方法について」、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(障害者福祉課 下山主任主事より説明)

(会長)

はい、ありがとうございました。そもそも、この協議会の所管の項目としまして、相談事業者の評価ということが位置づけられています。今回、新たにご提案された事業評価方法について説明がありました。いかがでしょうか。これについて、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(山川委員)

静岡市発達障害者支援センターの山川と申します。

現状と課題のところでお話をすべきだったのかもしれませんが、少しだぶるところもあるかもしれませんが、相談支援事業者の事業評価方法について話を聞かせてもらいました。事業所の、相談支援事業所自体のスタッフとか、スタッフのメンバーとか、規模とか、回数、実績ということで表に掲げておりますが、静岡市の担当の課としまして、今の相談支援事業所の実態をどのように把握

して、これからの評価のほうへ結びつけていくのかというところを、もう少し言っていただければ良かったと思います。と申しますのは、この相談支援事業所の実態というのは、全国、色々な所でやっているのですが、いったい、静岡市の相談支援事業所、各行政区で展開したり、これから色々なことを始めようとしている中で、そもそものそういう中身を、どのように行政として考えているのか。予算の規模とか、実績に見合ったスタッフの力量ですとか、そういったことをですよね、まず説明していただいてから、この評価とかをやっていただいても良かったのかなと思っています。といいますのも、支援事業所の中では、例えば相談、訪問、それから色々な啓発普及など、色々あると思いますが、それぞれがそれぞれのやり方、方針でやっていて、それが良い意味でそれぞれの立場を活かしているということになるかもしれませんが、そこはやはり難しいところでして、それがチェック機能というよりも、肯定的に推進していく立場でこういう物を考えていくときに、やはり支援事業所の実態の把握は大切になってくると思われました。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事業者の今の実態、また体制、そしてもっといえば力量の現状はどうかということでした。そもそこの評価については、2000年の社会福祉法において、これは第24条サービス評価という、質という面を向上をうたいながら、きちっとした評価を受け、それが情報公開され開示され、結果的にサービス改善につながるということは、事業者主体の仕組みとして、質の向上、サービス評価ということが位置づけられているということになります。あと、改正介護保険法では、特養（特別養護老人ホーム）も含めて、その評価が義務化されたということもあります。

そういう意味で、この相談支援事業は社会福祉事業の位置づけであれば、当然その事業者は評価、サービスの質の向上、事業者としてのサービスの質の向上を図らなければならないのは、必然的な結果であると思います。ただし、今、山川委員が、その質問のような、個々の静岡市内の相談支援事業者の体制、この評価をするには相当な力量、時間がかかることもあるし、そのことを含めて、今の山川委員のご意見に対して、何か事務局からお答えができますでしょうか。

(障害者福祉課 西澤参事)

事務局からお答えいたします。山川委員の貴重なご意見、ありがとうございました。実際に、相談支援事業所、現在10事業所ありますけど、そういった中で相談支援をやり取りする中で、この事業所はどうかのとか、あの事業所はどうかの、そういった意見は出ています。そういったことに対して、色々な意見が届きますけど、やはりこの評価というのは、客観性、公平性の観点から、一度ですね、今、下山（障害者福祉課 下山主任主事）のほうから紹介させていただきましたが、職員の配置基準からその他まで9項目（分野）に渡って、たくさんの評価項目がありますけれども、こういったものを、初めてですけど、一つひとつ評価をする中で、公平な、ある意味、静岡市の相談支援事業を手探りながらも、今後の相談支援事業所を、市民に求められている事業所として確立していきたいと思っています。始める前にですね、事務局として色々な考え方、ご質問とともにですけども、まだ実際のところ、これこれこういう事業所がありますとか、整理されていません。そして、そういったことでの意見は持っていないところです。以上です。

(鈴木障害者福祉課長)

障害者福祉課長の鈴木でございます。

補足の説明を少しさせていただければと思います。山川委員のほうからもお話がありましたとお

り、委託相談支援事業者、皆様方には支援費時代、自立支援法の施行前、法制度前から相談業務をやっていただいております。障害者自立支援法が始まりまして、自立支援法の主旨、目的に沿った形で相談支援内容も変革していかなければいけないところにきています。その中で事業評価という手法を使いながら、まず現状の相談支援、事業者さんの行っている相談支援の内容も含めて課題を明らかにしながら、障害者自立支援法の理念に沿った相談支援の在り方というものがどういうものなのかというのを示して、どのような相談支援事業者さんも同じように業務が行えるような体制作りを進めていくというところから、この事業評価の仕組みを作る。また、冒頭、資料1の取り組みの中で記載させていただいているマニュアルと併せて進めていこうということです。

従いまして、個々の事業者さんの行っている相談業務の内容も、評価のマニュアルに沿って一つひとつ検証していきながら、今の取り組みで見直していただくべきところは見直していただくところに結びついていくのではないかと思います。いずれにしましても、全ての事業者のマニュアルに従って、自分たちの行っている仕事といたしますか、相談業務の内容を見つめ直していただくことにより、より実態に合った相談業務というのが、今後、展開できるのかなと考えているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。それに関連するデータとしまして、資料1の最後の参考資料というのが、それぞれの相談支援事業者の相談取扱い件数等が、項目別に出ております。

はい、どうぞ。

(山川委員)

静岡市発達障害者支援センターの山川です。色々と勉強させていただきました。ありがとうございました。

私がお伝えしたかったことの一つは、やはりワンストップ相談窓口というのは、どんな相談が来るかわからない立場において、どんな話でも応じなければならないという、非常に厳しい現実があると思います。その中において、この10から11ページの表は、何を表しているのかと思っていたわけです。つまり、どのような相談においても相談支援事業者として役割を果たした場合、自分はこちらまではできていても、次の相談については、この内容については他のほうへ譲るとか、そういう交通整理ができていないと、大変なことになるだろうなと思っております。

ですから、そのような意味で、先ほどいったような、事務局の中で色んな把握している資源ですとか、それから相談支援事業者自身が開発しなければならない、あるいは訪問しなければ、なかなか相談に寄ってくれない方とかがいっぱいいらっしゃると思いますので、そういった立場の方たちに対してどのような機関と連携をしたり、機関がなければ作っていかなければならないと思いがら、この表を読んでいました。どうも、ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

どうでしょうか、そのワンストップで受け止め、支援につなげていくということが、相談支援事業者として非常に大事なだろうというご指摘かと思えます。

色んなことがあった場合にどうするのかという、例えば、山本さんのところ（清水障害者サポートセンターそら）をちょっと引き合いに出して申し訳ないのですが、山本さんのところは位置付けではいわゆる相談支援事業者、身体障害（を主に対象）ということですが、知的障害の相談があっ

たときにはワンストップで受け止め、そして関係機関や行政やサービスへつなげていくという取り組みをされているんだと思うのですが、そういった意味で、いわゆる知的障害や精神障害の相談支援事業者も、同じように、精神であっても、この（事業者一覧表の）位置付けでは精神障害者のセンターであっても、身体障害や知的障害の相談があったときに同じようなシステム、これが今、目指そうとしている業務標準化マニュアルだと思うんですが、そういったところの実践はいかがなのでしょう。

山本さんの実践的なご意見をお聞きしたいと思うのですが。

（山本委員）

まず、うちのほうでは、どのようなご相談であってもきちっと受け止めし、記録し、それに対する対応を検討します。ご家族とご本人と話しをする中で、私どものノウハウでなんとかなるものであるのなら、最後まで関わらせてもらいまし、自分達の力量で多少、難しい問題があるようならば、他の関係機関と合同でケース会議等を開きながら、どこが中心となったら専門的に支援が受けられるかということを検討しながら、サービスにつなげています、というような手法をとっています。

（会長）

はい、ありがとうございました。

要は、相談支援事業者として、いわゆる障害者から様々な生活、経済、色々な権利擁護も含めた、色々な相談があったときに、ワンストップでまず受け止めるというようなことの体制作りということがどうなのか。これはある意味でいうと、この項目の中にも同じようなことが入って来ざるを得ないかと思いますが。

その他に、何かありますでしょうか。この事業評価方法というのは、少し手間のかかることもありますので、十分な議論をしたいと思います。

（山本委員）

すみません、引き続きそらの山本です。

最初の相談支援事業が始まる前に、障害者の地域生活支援事業としてですね、国から（国庫補助事業として）まず始められたところですよ。特に私ども、身体の関係でいいますと、本人が自立した生活を営めるように、今どきでいうとエンパワーメントを引き出すような、ご本人の力によって生活できるような仕組みと申しますか、そのお手伝いをするということで、今の静岡市との契約書の中ではピアカウンセリングであったりとか、自立生活支援プログラムを中心に本人を支えるようなサポートをやってきたわけですが、ここに来て相談支援ということが細かくいわれておりますけれども、今の受けている契約書の中では相談支援の部分が少し薄く感じますので、実際にこれから内容が変わってくるのかもしれませんが、その辺を十分に福祉課さん（障害者福祉課・精神保健福祉課）、支援課さん（区役所生活支援課）、事業所（相談支援事業所）が内容についての整合性が取れるような中身に変えていかなければならないのかなという時期に来ていると思いますので、その辺も契約に向けてきちんと修正していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（会長）

同じように事業所の立場で、何か意見はございませんか、堀委員。はい、すみません、川口委員。

（川口委員）

2点ほどすみません、質問がございました。

まず、簡単なほうの質問からお願いします。資料1、10から11ページ（の表）の数字ですが、児（障害児）と者（障害者）の区別をすべきかと思いますが、区別はできていますでしょうか。自立支援法と児童の場合は若干、対応方法が違いますので、行政資料でしたら、児と者の区別をしていただきたいと思います。

それからもう1点、この評価方法は、事業所の高度標準化を最大限に実現できる素晴らしい手法だと思いますが、おそらく、あくまでも市の業務を委託している10個の事業所が対象ではないかなと思います。ただし、これからのケアマネージメントを全ての利用者に、例えば私ども入所施設ではほとんどセルフマネージメントでできてしまいますが、そういった方もケアマネージメントをなささいという流れにこれからなっていくかと思います。その窓口は誰がするんだといったときに、施設の相談員ですとか、広く考えてしまえば相談支援事業所がやるべきかなというように思います。そのときにですね、委託事業を受けない相談支援事業所も増えてくるのではないかと思うのですが、そこら辺の高度標準化も勘案されているのかどうか。もしなかったら、そこら辺も勘案されてはいいかがでしょうかと思います。以上です。

（会長）

川口委員より、自立支援法に基づく相談支援事業者以外にも相談支援をやっている事業者（があること）の話がありましたが、それは例えば既存の利用者対応をしようとする事業者を含めて、相談支援の事業はやっていらっしゃいますよね。そのことを含めて意識しておいたほうが良いというご意見でしょうか。単に相談支援事業所だけの問題ではなくて、障害者の支援に関わる施設なり、色んな様々な団体なりが、同じ相談支援というのは、委託だという枠ではなくて、障害者に対応する基本的なスタンスとしてのような取り組みが必要なのではないか、というような理解でよろしいでしょうか。

どうでしょうか、最初、川口委員の最初のご質問、児・者の区分けとして、統計的に表わされるかどうかというのはどうでしょうか。

（障害者福祉課 下山主任主事）

障害者福祉課の下山と申します。

資料1、10ページ、11ページでございますが、こちらは児・者を統一した形の総計数、延べ件数で記載させていただいております。なお、これとは別に、本日の資料には含めてございませんが、各支援センター別で、障害種別ごとに、18歳以上の障害者と18歳未満の障害児でそれぞれ何人の方に対して支援を行ったかという数字を、これは国、厚生労働省へ提出しております様式を流用して、集計しております。つまり、児・者で障害別に支援人員を出しておりますので、把握は可能な状態なのですが、本日の資料に含まれておりませんので、その点はお詫び申し上げます。

（会長）

統計処理上は、児・者の区分ができていうことで良いですね。

（障害者福祉課 下山主任主事）

支援人員という形では、児・者の区別が把握できます。この資料は延べ件数ですが、件数では児・者で何件という形を出してはませんが、支援人員は何人という形を出しております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

堀さん。今、示したこの評価実施基準等をご覧いただきながら、相談支援事業者の立場で何かこういう考え方がもっとあるだろうというようなことも含めて、ご意見とかありますでしょうか。

(堀委員)

私も相談支援事業者として出席していますが、もちろん数字というか、数値的なものの評価は必要なのですが、その事業評価の中身の部分で、連絡調整会議において事例検討をする、そこから課題が出て、自立支援協議会で上げていくという、一つ流れみたいなものを作っている途中ということ、一つのケアマネジメントプロセスというものが、きちっと相談支援事業者の中で位置づけられるにはまだ時間がかかると思います。

もちろん参考のモデルとしましては、私どもでも介護保険の事業所、地域包括支援センターの活動みたいなものが参考になっております。そういった中で、身近な相談窓口というところと、身近な相談窓口たるには、もう少しシステム作るには時間がかかるのかなというのが実感です。それから、精神だけに特化するというわけでないというところがありますが、医療機関とか、行政とか、相談を受ける場所というのはどこにでもあって、そういったところとどういうふうに連携していくかということ。それから、相談支援事業所が仕組みやシステムの中で、これはあくまでも形でありますので、その中身をどういうふうに相談支援事業者の質の向上というみたいなものも、確実に上げていかないと、その両方がないと正しい評価はできないのかなと感じております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

この5番目のところスケジュールでいうと、今年度は試行的な位置づけとし、来年度から本格実施ということで、ここに書かれていますが、この事業評価の方法、このことも含めて、今年度、当面取り組まなければならないことがいくつか書かれておりますが、特に今日、議論を、意見を集約したいという部分はどこでしょうか。ちょっと、事務局のほうで、何かここだけはというのがもしあれば。

(障害者福祉課 下山主任主事)

障害者福祉課の下山でございます。

特に、今、先ほどご説明にもあげましたスケジュールに従いまして、評価シート、資料にもその内容を掲げておりますが、これは素案でございますが評価シートと、あと評価実施方法のところでは先ほどご説明いたしました客観的な評価と、質的な評価、この辺は今、堀委員のほうからご指摘がございましたが、具体的事例を通しての評価が中心となってくると思いますが、その実施方法について、委員の皆様の共通理解みたいなものが図られればと考えています。

(会長)

どうでしょうか。

評価基準のところ、これから事業者に向けて説明をしていかなければならない課題だと思えます。例えば評価方法に自己評価と第三者評価というのがありますが、ある意味でいうと社会福祉法に基づく福祉サービスの第三者評価事業では、静岡県ではこの他に利用者評価ということもあるんですが、この利用者からの評価についてのことは、いかがでしょうか。

その辺は、ある意味でいうと、自己点検や第三者評価の中で受け止めていくということになるだろうと思います。それとか、第三者評価とここに書かれているその方々ということでありませけれども、ではこの第三者評価の枠組をどのようにしていくのかということとか、具体化しなければならないことが結構あると感じています。

それとあと、そもそもこの事業評価をやった結果を、どのように利用者や市民にお返していくのか、フィードバックしていくのかということ、何かお考えになっていますでしょうか。それと。もう少しデリケートなことをいうと、この今の既存の10の、市からの指定(委託)した事業者が、このまま固定で済むのかどうか。やっぱ、事業評価は、何らかのインセンティブが必要なんだろうと思います。逆の意味も出てくるのではなからうか。いわゆる、この評価基準に達していない事業者、例えば評価基準のランクをAからCとかというように付けて、Cランクが多い所がそのままやっついていいのかというような問題なんかが出てくること、あるわけでございまして、そのような意味でいいますと、結果の公表と結果の活用というところを、どのように考えていくのかというようにところも出てくるんだろうと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。何かご意見があれば。

何か今、結果の活用というところで、事務局はお考えいただいているところはございますか。

(障害者福祉課 西澤参事)

事務局からです。実際のところまだ、そこまでのところは考えておりません。とりあえず、本年度は、この評価の項目ですね、それぞれの項目内容、こういったものを整理してやっていきたいと思っております。今年度は試行ということで、来年度以降ということで考えております。その辺の結果の公表とか活用、あるいは評価の基準、そういったものはまだ、実際のところ事務局の視野には入っておりません。これから、今日の話や、あるいは専門的な関係機関の方々からご意見を頂戴しまして、今後ますます整理しまして、実際の評価手法を重ねていきたいなと思って、考えているところでございます。

(会長)

はい、この協議会として、評価ということについての議論をしなければならないということなんです。いずれにしてもこの協議会(次回の協議会)は1月か2月に開かれます。その中で、少しモデル的に、試行的にやったことを、もう一度、少し整理してご提案いただき、本格化に向けての枠組みを設定させていただくという、大筋のスケジュールでよろしいでしょうか。

いずれにしても、もっといえば実施基準や項目作りというようにところも、そしてこれをどの様に評価するのか。どういう答えだったらAランクなのか、どのランクだったら改善が必要なのかというような、そういう意味での、評価基準の細目づくり等も含めて、本来だと必要なんだろうかと、ということも含めて、これから作り上げていくということでもあります。従いまして、今年は、様々な取り組みをこの中でしていただき、次回の協議会においては、その到達点、今年度の試行事業の到達点を、少し皆さんと議論をしていきたいというように思っておりますが、いかがでしょうか。

しかし、相談支援事業者の、例えば(一部の事業者が)NPO法人である体制、いわゆるスタッフの体制とかということをお考えますと、かなり、ある意味でいうと、やわらかく仕上げないと可哀相かとの思いと同時に、利用者の立場で言うと客観情報として、客観的なスケールとしてこういうものがあつた方がより好ましい部分もありますし、かなりつくりの改善、工夫しなければ、相談新事業者がちょっと厳しい状況に入ってしまうのかなというように思っております。

従いまして、これについてはスケジュール通り展開をいただく中で、次回の協議会でこの内容をもう一度、議論させていただきたいというように思っています。いずれにしても、今年度からこの評価事業に向けて取り組みをさせていただくということで、ご理解をいただければと思っております。

議題（２）については、以上にさせていただき、今日は、（次の議題で取り上げる）事例として、重要な事例が出てきております。ここで、次の議題に入りますけど、傍聴者及び報道機関の皆様については、ここで申し訳ございませんが、ご退席いただくという形をとらせていただければと思っております。で対して、申し上げます。これより先の議事につきましては、静岡市情報公開条例第7条第1項第1号に基づく個人情報を含む内容となりますため、非公開といたします。事務局職員の指示に従いまして、ご退室いただきますようお願いいたします。

（傍聴者及び報道機関はここで退室）

〔3〕静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について（事例検討）

（会長）

それでは、相談支援事業者における取り組みの中から、特に困難事例について、ご報告をいただきたいと思っております。その解決方法の検証と事例というようなことで、少し議論をさせていただければと思っております。最初に資料3をご覧くださいますと、2事例を出していただいております。これらの事例の報告をいただき、検討させていただければと思っております。

最初に、「地域における生活の継続と緊急時の場の確保」について、清水障害者サポートセンターそらの中村さん（都合により山下氏に変更）よりご説明をいただきたいと思っております。どうぞ、お願いいたします。

「〔3〕静岡市相談支援事業者等における相談事例及びその解決方法と地域連携課題について（事例検討）」の議事内容につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条第1項第1号にて規定される非公開情報（個人情報）に該当しますことから、非公表とさせていただきます。

閉会

（会長）

大変、時間が遅れて申し訳ございません。本日の用意させていただいた議題、テーマは、これで終了させていただければと思っております。最後に事務局、何かご連絡ございますでしょうか。

（司会より事務連絡）

（午後0時20分 閉会）